

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月14日(2013.11.14)

【公表番号】特表2013-505781(P2013-505781A)

【公表日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-009

【出願番号】特願2012-530991(P2012-530991)

【国際特許分類】

A 6 1 N 1/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/05

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月24日(2013.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガイドワイヤ式ペーシング又は検出リード。

【請求項2】

複糸線ガイドワイヤ型ペーシング又は検出リード。

【請求項3】

複糸線ガイドワイヤ型一時的ペーシング又は検出リード。

【請求項4】

2本糸線ガイドワイヤ型ペーシング又は検出又は除細動リード。

【請求項5】

4本糸線ガイドワイヤ型ペーシング又は検出又は除細動リード。

【請求項6】

遠位セグメントと、中間セグメントと、近位セグメントと、を有する2本糸線ペーシングリードであって、糸線のうちの一方の糸線は第1の電極手段に接続され、糸線のうちの他方の糸線は第2の電極手段に接続され、第1の電極手段及び第2の電極手段は、第1の電極手段と第2の電極手段の間に導電経路の短絡がないように十分に分離され、糸線は、第1のコネクタ手段及び第2のコネクタ手段にそれぞれ結合されている。

2本糸線ペーシングリード。

【請求項7】

電極手段の1つは、リードの最遠位端に配置され、第2の電極手段は、リードの最遠位端の近くに配置される、請求項6に記載のペーシングリード。

【請求項8】

糸線は、電気絶縁厚さのポリイミドで被覆されている、請求項6に記載の複糸線ガイドワイヤ型ペーシング又は検出リード。

【請求項9】

リードは4本糸線である請求項7に記載のリード。

【請求項10】

ガイドワイヤ型ペーシングリードであって、遠位端及び近位端を有する、複糸線の、細長い、螺旋巻リード本体を含み、螺旋巻リード本体は、電気的に絶縁された少なくとも第1の糸線及び第2の糸線を含み

、第1の糸線は、第1の接触手段及び第1のコネクタ手段に電気的に結合され、第2の糸線は、第2の接触手段及び第2のコネクタ手段に結合され、第1の接触手段と第2の接触手段は、第1の接触手段及び第2の接触手段の両方が組織に適用されたとき、これらの間に電気的短絡経路が存在しないように、十分に間隔を隔てられ、

更に、リード本体は、リード本体の遠位端に非外傷性先端を含み、第1の糸線及び第2の糸線は、異なる直径を有し、リード本体の長さの大部分にわたって巻き合わされ、上記糸線の一方又は他方は、リードの遠位端のすぐ近くで終わっている、

ガイドワイヤ型ペーシングリード。

【請求項11】

糸線は、糸線の電気絶縁被覆によって電気的に絶縁されている、請求項1に記載のリード。

【請求項12】

第1の電極手段は、リード本体によって画成された外側へ片寄った円形構造体である、請求項1に記載のリード。

【請求項13】

リード本体はループを画成し、糸線の一方は、上記ループによって支持されたリング形接触手段に電気的に結合される、請求項1に記載のリード。

【請求項14】

少なくとも第1の糸線及び第2の糸線のうちの一方は、接触手段を画成するために除去された絶縁材の少なくとも一部分を有する、請求項1に記載のリード。

【請求項15】

螺旋巻糸線によって画成される管腔内に配置され、且つ非外傷性先端に電気的に結合されている絶縁芯線を更に含む、請求項1に記載のペーシングリード。

【請求項16】

心臓手術の一部として心室頻拍を誘起させる方法であって、

請求項1乃至15のいずれか1項に記載の複糸線ガイドワイヤ型ペーシングリードを準備するステップと、

頻拍を誘起させるべき心室の位置にリードを差し向けるステップと、

リードを電気的に作動することによって心室頻拍を誘起させ且つ維持し、心臓が心室頻拍の状態に維持されている間心臓に医療処置を行うステップと、

リードの電気的作動を中止し、心臓を正常なリズムに戻すステップと、

を含む心室頻拍を誘起させる方法。